

# 第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

## 第1節 計画策定の経緯

本巢市（以下、本市という。）は、平成16（2004）年2月1日に本巢町・糸貫町・真正町・根尾村の合併により誕生した。合併から19年を迎え、人口は33,113人（令和4（2022）年12月現在）を数える。市域は東西17km、南北43kmと南北に長く、北部は福井県大野市と県境を接し、西部は揖斐郡揖斐川町、大野町に、南部は瑞穂市及び本巢郡北方町に、東部は岐阜市、山県市、関市と隣接している。市の西端を根尾川が流れており、丘陵部から平野部への入り口付近にかけて<sup>むしろだ</sup>席田用水と真桑用水が引かれており、南部まで貫流して市域を潤している。

史跡船来山古墳群（以下、本史跡という。）は、本市の中心市街地周辺部にある船来山に所在する。船来山は、東西約2km、南北約600mの独立丘陵で、山頂や山腹からは、養老山脈から名古屋方面まで濃尾平野を一望できる眺望の素晴らしい山である。また、山麓よりやや南には古代の官道である東山道が走り、かつての本流である旧糸貫川が南北に流れるという交通の要所にある。

平成25（2013）年には、「本巢市船来山古墳群詳細遺跡分布調査検討委員会」を設置し、その後、船来山古墳群の価値や保存活用の重要性に鑑み、国史跡指定を目指して基本構想の策定を進めた。なお、「本巢市船来山古墳群詳細遺跡分布調査検討委員会」は、調査検討に加え、保存と活用に関する検討も行うため、第3回より「本巢市船来山古墳群保存・活用検討委員会」に名称変更した。平成27年度には「本巢市船来山古墳群保存活用基本構想」を策定し、国史跡指定に向けて明確な方針を打ち出した。その結果、平成31（2019）年2月26日に国史跡に指定された。令和2年度には、史跡の適切な保存管理の指針を具体化するために、「史跡船来山古墳群保存活用計画書」（以下、保存活用計画という。）を策定した。保存活用計画で示した方針に基づき、史跡の整備・活用の推進を図るために、令和3年度に「本巢市船来山古墳群整備検討委員会」（以下、委員会という。）に再度名称変更し、本史跡の整備計画の検討を行った。



図1：史跡船来山古墳群の位置

## 第2節 計画策定の目的

本史跡は、3世紀後半から7世紀までの古墳時代の全時期を通じた古墳の密集地である。平成5（1993）年から、開発に伴う発掘調査が多数の古墳で行われ、地域の歴史や文化を知るための重要な遺跡であることが判明した。しかしこれらの古墳は、調査当時のままの状態であり、埋め戻されることなく、保存や整備は行われていない。そこで本市では、これらの貴重な文化財である古墳群や、その立地する自然地形の保存と活用を図るとともに、豊かな歴史文化と魅力的な里山がまちづくりの中核となることを目指し、「史跡船来山古墳群整備基本計画」（以下、本計画という。）を策定する。



#### 第4節 計画の対象期間

本計画の対象期間は、おおむね10年間を対象とする。なお、保存活用計画で示した整備事業チェックシートにより、各年度末に自己点検を行うことし、計画変更がある場合は計画の見直しと計画変更を行うこととする。

#### 第5節 検討委員会の設置と経過

有識者等の意見を取り入れるために、以下の「本巢市船来山古墳群整備検討委員会」を設置した。

##### 本巢市船来山古墳群整備検討委員会設置要綱

平成25年2月27日  
教育委員会告示第2号

##### (設置)

第1条 史跡船来山古墳群の保存・活用・整備を行うに当たり、整備内容を検討するために、本巢市船来山古墳群整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 船来山古墳群の整備基本計画に関すること。
- (2) 船来山古墳群の保存・活用・整備及び管理に関すること。
- (3) 船来山古墳群の国指定史跡追加指定へ向けた取組に関すること。
- (4) その他教育長が必要と認めた事項

##### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げるものから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

##### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

##### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

##### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、会議に必要があるときは助言者を出席させることができる。

##### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、本巢市教育委員会社会教育課において処理する。

##### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に委員長が委員会に諮って定める。

この告示は、公表の日から施行する。 附 則(令和3年教委告示第1号)

○本巢市船来山古墳群整備検討委員会（令和3年度から令和4年度）

<委員>

広瀬 和雄	国立歴史民俗博物館名誉教授（委員長）
中井 正幸	本巢市文化のまちづくりアドバイザー（職務代理者）
田中 哲雄	姫路市日本城郭研究センター名誉館長
友田 靖雄	本巢市文化財保護審議会会長
翠 叶司	本巢市文化財保護審議会副会長
浅野 明浩	本巢市文化財保護審議会委員（樹木医）

<オブザーバー>

岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門（記念物）文化財調査官
森井 順之	文化庁文化資源活用課古墳壁画対策部門文化財調査官
荻谷 菜々子	岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課主査
西沢 英樹	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課歴史遺産活用推進係主幹（令和3年度）
高木 晃	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課歴史遺産活用推進係係長（令和4年度）
森村 知幸	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課歴史遺産活用推進係主任（令和3年度）
脇谷 草一郎	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所埋蔵文化財センター保存修復科学研究室室長
豊田 富士人	大垣市副市長 元都市計画部長、技術士（建設・総合技術監理部門）
加藤 正吾	岐阜大学応用生物科学部准教授
長瀬 治義	土岐市史跡乙塚古墳附段尻巻古墳整備委員会委員、元可児市教育委員会事務局長

（敬称略・順不同）

<事務局>

調査団長	川治 秀輝 本巢市教育委員会教育長
調査副団長	青山 英治 本巢市教育委員会事務局長
事務局長	野原 徹二 本巢市教育委員会事務局参事兼社会教育課長
庶務	青木 克倫 本巢市教育委員会事務局社会教育課課長補佐
調査担当	恩田 知美 本巢市教育委員会事務局社会教育課主査

○委員会の開催状況

<p>◇第15回本巢市船来山古墳群整備検討委員会          日時：令和3（2021）年10月21日（木）          会場：富有柿の里「富有柿センター」視聴覚室</p> <p>（1）報告事項</p> <p>①船来山古墳群整備検討委員会設置要綱の改正について          ②現地の水道解析と給排水機能の確保等地域造成計画          ③修復のための基礎調査、環境調査実施について          （環境調査、表流水調査、石材の劣化特性に関する試験等の進捗状況報告）</p> <p>（2）整備基本計画策定にかかる協議事項</p> <p>①整備の方針・基本計画案          ②遺構の保存・整備          ・保存修復について          ・遺構の表現方法について          ③動線・ゾーニング・見学路          ④解説板・サイン等</p>
--

◇第 16 回本巢市船来山古墳群整備検討委員会

日時：令和 4（2022）年 2 月 22 日（火）書面開催

（1）報告事項

- ①修復のための基礎調査、環境調査、石材試験成果について
- ②令和 4 年度範囲確認調査について

（2）整備基本計画策定にかかる協議事項

- ①遺構保存、保存のための修復、遺構の表現に関する計画について（修正案）
- ②動線計画（遊歩道計画、エントランスゾーン、見学者動線）、サイン計画について（修正案）
- ③現地公開計画・活用計画について（修正案）
- ④植生管理計画・景観修景計画について

◇現地指導 日時：令和 4（2022）年 5 月 25 日（水）

◇第 17 回本巢市船来山古墳群整備検討委員会

日時：令和 4（2022）年 7 月 29 日（金）

会場：富有柿の里「富有柿センター」視聴覚室

（1）報告事項

- ①5 月 25 日の現地指導成果について
- ②範囲確認調査成果について

（2）整備基本計画策定にかかる協議事項

- ①遺構保存、保存のための修復、遺構の表現、排水機能の確保に関する計画について（修正案）
- ②動線計画（遊歩道階段手摺り計画、便益施設設置案）について（修正案）
- ③現地公開計画・活用計画について（修正案）

◇第 18 回本巢市船来山古墳群整備検討委員会

日時：令和 4（2022）年 11 月 4 日（金）

会場：富有柿の里「富有柿センター」視聴覚室

（1）整備基本計画策定にかかる協議事項

- ①遺構保存、保存のための修復、遺構の表現に関する計画について（修正案）
- ②動線計画（遊歩道階段、サイン計画、四阿設置計画）について（修正案）
- ③事業計画と概算見積りの算出について

◇第 19 回本巢市船来山古墳群整備検討委員会

日時：令和 5（2023）年 1 月 20 日（金）書面開催

（1）整備基本計画策定にかかる協議事項

- ①58 号墳の遺構の表現に関する計画について（修正案）
- ②周溝排水対策について（修正案）
- ③整備基本計画の全体確認について



第 15 回委員会開催状況



第 17 回委員会開催状況

本史跡は、第 1 次指定（平成 31（2019）年 2 月 26 日告示）の指定面積が 155,420.74 m<sup>2</sup>であり、残りの未指定地も追加指定を図っていく方針である。整備についても、追加指定予定地を含めて、船来山全体で計画を策定することが本筋ではあるが、あまりにも広大であり、指定地と未指定地も混在していることから、整備後の姿が市民に直ぐに示せないことが難点であった。

そこで、まず既指定地の一部を整備し、見学者のアンケート調査を行いながら進め、追加指定予定地の同意交渉も同時に進めるという方針を市で検討し、委員会で提案した。船来山古墳群の中でも、本質的な価値が一番見られる船来山 O 支群が、第 1 次整備予定地としてふさわしいと委員会で提案し、了承を得た。

また、庁内各関係部署との調整・連携・協力を図りながら事業を推進することが重要となってくるため、船来山古墳群整備ワーキングチームを発足し、調整を図りながら進めた。

#### 船来山古墳群整備ワーキングチーム設置要綱

##### （設置）

第 1 条 本巢市の代表的な歴史文化遺産である史跡船来山古墳群を適切に保存管理し、文化財を本巢市のまちづくりに活かし、本巢市の誇りとして活用を推進することを目的として、船来山古墳群整備ワーキングチーム（以下、ワーキングチームという。）を設置する。

##### （協議事項）

第 2 条 ワーキングチームは、次に挙げる事項を協議する。

- （1）船来山古墳群の整備活用事業に関する事。
- （2）船来山古墳群の保存管理に関する事。
- （3）船来山古墳群の管理体制に関する事。
- （4）船来山古墳群を活かしたまちづくりに関する事。
- （5）前条の目的の達成に関する事。

##### （組織）

第 3 条 ワーキングチームは、別表に掲げる本巢市関係各課からの職員で組織する。

(会議)

第4条 ワーキングチームは、教育委員会事務局社会教育課長が必要に応じて招集する。ただし、基本的には協議する事項に係る課で開催する。

2 ワーキングチームは、必要があると認めるときは関係者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

3 ワーキングチームは、必要に応じて部会を設けることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表 (第3条関係)

部局	課・室名
総務部	総務課
企画部	秘書広報課
	企画財政課
市民環境部	生活環境課
産業建設部	産業経済課
	建設課
	東海環状自動車道・幹線道路推進室
	都市計画課
林政部	林政課
上下水道部	上下水道課
教育委員会	学校教育課
	社会教育課

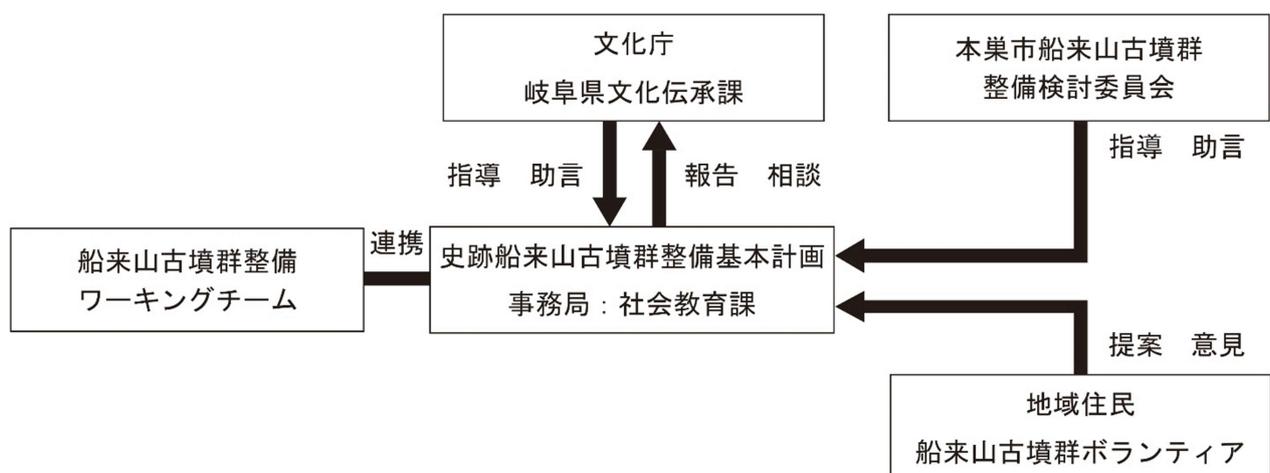


図4：整備基本計画策定体制図

## 第6節 上位計画・関連計画

本史跡について、『本巢市第2次総合計画（後期基本計画）』（令和3（2021）年3月本巢市）の中では、本史跡に関わる事項を次のように記載している。

<p>&lt;現状と課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船来山古墳群は、平成31年に国史跡に指定され、その歴史的意義や学術的価値の高さが認められました。今後は、保存・活用に向けた調査検討などの取組と、保護活動を行うボランティアなどを充実していくことが求められます。</li> <li>・船来山古墳群の出土品は、隣接する古墳と柿の館で公開するなど、文化財に関する情報発信を行っています。そこで、文化財や歴史資料を活用した語りべなどのボランティアを充実していくことが求められます。</li> </ul>	
<p>&lt;施策の基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国史跡の指定を受けた船来山古墳群の保存に向けた調査を進め、その活用に向けた取組を推進します。</li> <li>・文化財や歴史民俗資料の公開にあたっては、古墳と柿の館などでの充実を図り、語りべなどボランティア活動と合わせて市民への積極的な公開と学習機会を提供します。</li> </ul>	
<p>&lt;主要施策・事業&gt;</p>	
<p>(1) 貴重な文化財を保存し、伝承します</p>	
<p>施策</p>	<p>主な事業</p>
<p>○東海地方最大級の古墳密集地で、国史跡となった「船来山古墳群」の保護、保全に取り組み、貴重な歴史資源を後世に継承します。</p>	<p>●船来山古墳群の保護、保全</p>
<p>○次世代を担う子どもたちへの、文化財後継者の育成や普及啓発活動の推進を図ります。</p>	<p>●ふるさと学習の実施</p>
<p>(2) 文化財を公開、活用し、広く普及します</p>	
<p>施策</p>	<p>主な事業</p>
<p>・国史跡の船来山古墳群や出土品などが展示してある古墳と柿の館などを活用して、市内の埋蔵文化財の普及に努めます。</p>	<p>●船来山古墳群等観光PR事業</p>
<p>・民俗資料館を統合し、市民が郷土の歴史を知り、理解を深められるよう収蔵資料の活用を努めます。</p>	<p>●民俗資料館活用総合学習推進事業</p>
<p>・語りべボランティアなどの人材育成に努め、ボランティア団体の運営を支援します。</p>	<p>●ボランティアの育成</p>

『街並・景観に関する方針』（「本巣市都市計画マスタープラン」平成30（2018）年2月策定）の中では、美しい郷土景観の保全や地域毎の景観づくり等がうたわれており、「船来山の里山景観」についても、地域特有のすぐれた景観資源として位置づけられている。地域住民の意向に応じ、景観の保全・創出の方策の検討を行いながら、まちづくりへの活用を進めるとしている。

『本巣市景観計画』（平成27（2015）年3月本巣市）の中では、本市の景観は、北部の雄大な山並みや根尾川などの自然、濃尾平野に広がる田園や柿畑などの農村の原風景が土台となり、地域の風土、伝統文化や人々の暮らしの営みと調和して形成されている。船来山周辺は、濃尾平野に広がるのどかな田園風景の一部をなし、「集落の背景となる里山」として役割を担っている。また、船来山古墳群ボランティアの活動について、「良好な景観を創出する市民活動」としている。

『本巣市森林整備計画』（平成26（2014）年3月本巣市 古墳密集地の山地災害防止機能、文化機能）の中では、森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策として、「岐阜県森林づくり基本計画」を参考に森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図りつつ、適正な森林施業を適宜に実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。区分ごとに重視すべき機能に応じた森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策を具体化するとしている。

『土地利用に関する方針』

土地利用のゾーニングでは、船来山古墳群の国指定に向けた保存活用や風致指定が重要な施策に位置付けられている。

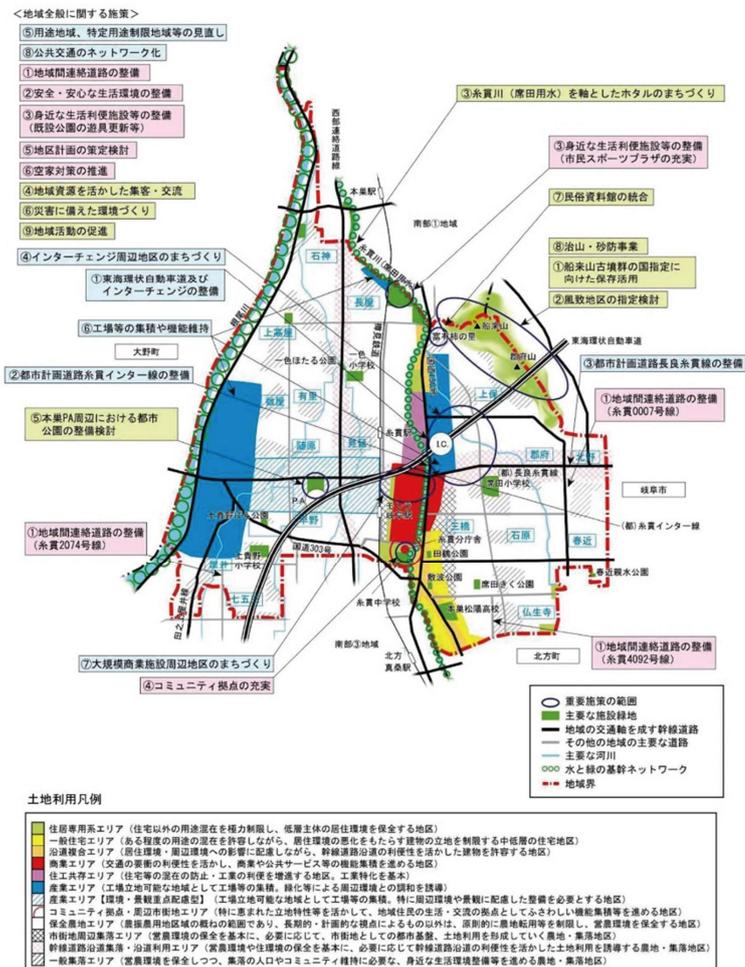


図5：史跡船来山古墳群周辺の土地利用計画図

## 第7節 保存活用計画の策定

本市は令和3（2021）年3月に保存活用計画を策定した。以下にその概要を記す。

### （1）保存活用の基本方針

- 基本方針① 船来山古墳群の価値の将来にわたる保存管理【保存管理】
- 基本方針② その他の視点に基づく価値との一体的な保存管理【保存管理】
- 基本方針③ 古墳の価値や時代の姿を体感できる環境整備【整備】
- 基本方針④ 周辺地域と連携した整備・活用【活用】
- 基本方針⑤ 地域の参画に基づく持続可能な維持管理・運営【運営体制】

### （2）保存管理の方法

#### ①本質的価値を構成する諸要素

本史跡の本質的価値は「弥生時代終末期から古墳時代前期、そして古墳時代中期後半から終末期にかけての墳丘墓及び古墳群として東海最大級であること。そして、いくつかの集団による共同墓域の可能性が考えられること。また、後期から終末期にかけての石室や副葬品の詳細が発掘調査により明らかにされていることから、古墳時代の墓制及び被葬者の社会的な関係や集団構成の在り方の変遷を知る上で重要な遺跡である」ことである。これらの本質的価値を構成する要素は、墳丘・埋葬施設・周溝といった古墳を構成する要素と出土及び埋蔵される遺物、古墳が立地する地形である。本史跡の本質的価値を顕在化し、その価値を将来にわたって継承するため、これらの諸要素に関する調査を継続的に行い、確実に保存し、持続的な管理を行う。

#### ②本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

本史跡には、上記本質的価値を構成する諸要素のほかに、主たる構成要素ではないが史跡への理解を深めるための要素として、石切丁場跡・中世山城跡・神社・柿畑跡・石造物など歴史的文化的価値を示す要素が所在する。また、史跡の保護・利用（活用）に有効な要素として、案内板・解説板・遺構表示・遊歩道などもある。これらについては、古墳群としての本質的価値を有する要素の保存・活用を優先して取扱いを検討したうえで、適切に維持管理を図るものとする。

一方、史跡指定地内には、高圧線鉄塔・竹林・笹などのような本質的価値の理解や伝達を妨げる要素も存在する。これらについては、史跡の本質的価値の顕在化の観点からは整理することが望ましいが、市民生活や所有者・占有者の権利に密接に関わるものであるため、その対応については慎重に取り扱う必要があり、短期的には現状維持を基本とする。

#### ③指定地の周辺環境を構成する要素

史跡指定地の周辺については、船来山古墳群として指定地内と同じ本質的価値を有する古墳が124基以上存在することが確認されている。現在は史跡指定地ではないものの、文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」であることより、開発行為に対しては届出等が義務付けられているため、現状保存を基本とした調整を行う必要がある。この地区については今後各種調査を進め価値の明示を行い、所有者・占有者の協力のもと史跡の追加指定を進めながら、公有化を検討する。

また、船来山周辺には旧石器・縄文遺物散布地・古代寺院跡である弥勒寺遺跡や柿畑、白山神社、慈雲寺、席田用水などの歴史遺産、そして船来山からの眺望や船来山を望む眺望、船来山の自然環境などがある。これらは本史跡への理解を深める歴史的文化的価値を有する要素として位置づけ、都市計画法・景観法・屋外広告物法など既存の法適用や計画を適切に運用し、本史跡と一体的に景観や環境の維持・向上を図るものとする。

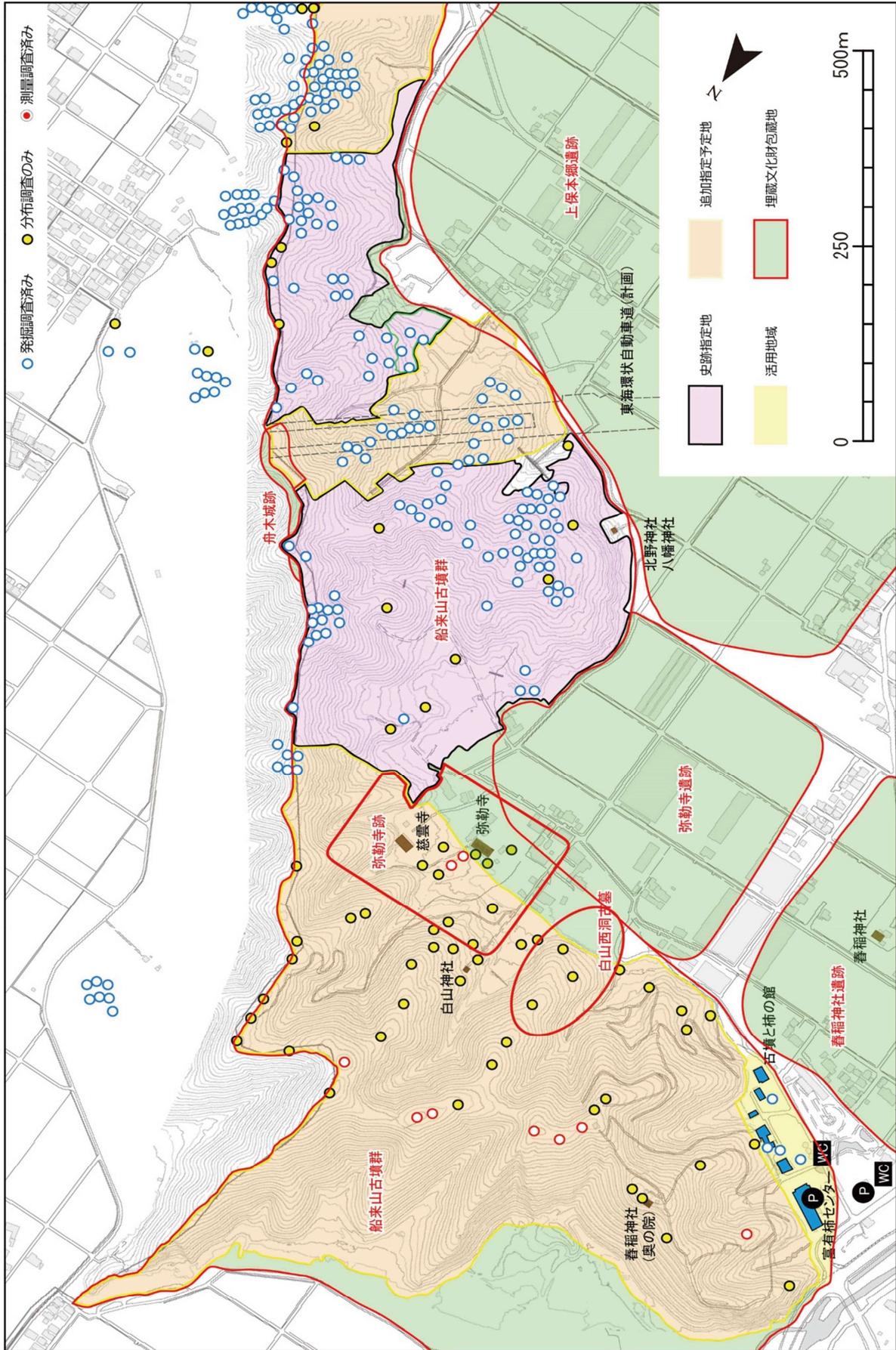


図6：保存管理地区区分図（保存活用計画より一部改変）

表 1 : 現状変更取扱基準一覧表 (保存活用計画より抜粋)

地区区分		A-1	A-2	B-1	B-2	
		史跡指定地	追加指定予定地	活用地域	埋蔵文化財包蔵地	
地区の概要		史跡指定地内	追加指定予定地—未指定の主要な古墳(遺構)が存在する地区	富有柿の里園内を中心とするすでに開発された地域	史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地	
既存の施設等	建築物		春稲神社(奥の院)、白山神社、慈雲寺			
	工作物		歌碑、高圧線鉄塔	案内板		
	道路等					
	その他		柿畑跡(石積み等)	柿畑跡(石積み等)	柿畑跡(石積み等)	
現状変更の規制	建築物・工作物	新築	史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。ただし、農林業等の生業関連施設、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便益的施設については、墳丘・石室・周溝等の史跡の価値を損なわない範囲において認める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。		周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。
		増築	同上			
		改築	同上			
		除去	認める。			
	道路等	新設	史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。ただし、農林業等の生業関連施設、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便益的施設については、史跡の価値を損なわない範囲において認める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。	
		拡幅	同上			
		補修	同上			
	その他	地形の変更等	同上	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。	
		樹木の植栽・伐採・抜根	防災・景観保全・史跡の価値を損なわない範囲において認める。	所有者・占有者に風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。	
	景観の保全		史跡にふさわしい景観に配慮する。	所有者・占有者に風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。		
発掘調査		史跡の調査研究・保存管理・整備活用のために必要な場合に限り、発掘調査を実施する。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。			
追加指定		—	追加指定検討範囲においては早期の追加指定を目指す。	—	発掘調査の結果、重要な遺構が確認された場合は検討する。	
土地の公有化		—	史跡指定後、公有化を目指す。	—	史跡指定後、必要に応じ公有化を検討する。	
史跡整備		安全な場所は整備を行い、積極的な活用を図る。「砂防指定地」を含む区域、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」は、現況の維持を基本とするが、上記区域以外において整備を行う場合は、斜面保護等を図り安全性の確保のうえ実施する。	追加指定後、安全な場所は整備を行い、積極的な活用を図る。「砂防指定地」を含む区域、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」は、現況の維持を基本とするが、上記区域以外において整備を行う場合は、斜面保護等を図り安全性の確保のうえ実施する。	地域の歴史的資源については、史跡と一体的な保存活用を図ることを目指す。		